

広報こうなん

'73・8
No. 71

編集・発行
大里郡江南村役場
TEL36-1521 〒360-01



楽しい夏休みも、いよいよ残り
少なくなりました。
子供たちは、今日もプールで無
邪気に泳ぎまわっていました。
涼しい秋風とともに、やがて来
る二期には、元気な姿で登校さ
れることでしょう。
暑い夏の間鍛えた体力によつ
て、冬の寒波にも立派に耐えぬい
てもらいたい。

新しい村政の軸

六代目 村長さま	…(2)
二年目を迎える	
土地改良事業	…(2)
不燃物の収集始まる	…(3)
防火水槽・消火栓の点検	…(3)
内 同和問題(正しい理解と 認識を深めるために)	…(4)
も 愛の一声運動とは	…(5)
お 声の広場(二ヶ年を かえりみて)	…(6)
税のコーナー	…(7)
納涼盆踊り大会開催	…(8)

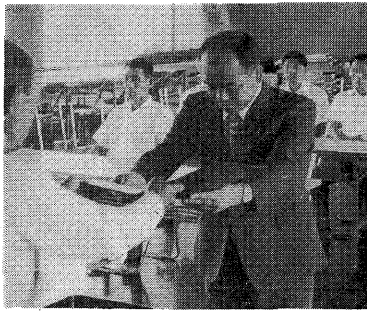
新しい村政の軸

六代目村長さままる

任期満了に伴う江南村長の選挙は八月五日に行われ、即日開票の結果、茂木秋広氏の当選がきまり六日に選挙管理委員会委員長より当選証書を交付しました。

村選挙管理委員会では早くから選挙の準備と計画をなし、選挙関係者のご協力をお願いし、また選挙民の村政にかける期待が選挙を通して立派に果して頂けるよう呼びかけてまいりました。

お蔭様で選挙が終了した現在、村内はいつもの平静さを保っており誠に喜ばしい限りであります。各投票所における投票率と開票結果についてお知らせいたします



昭和48年8月5日執行 江南村長選挙 投票 開票 結果

区 分	当日有権者数	投票者数	投票率
第1投票区	1,183人	1,124人	95.01%
第2投票区	1,218人	1,116人	91.62%
第3投票区	1,093人	983人	89.94%
第4投票区	1,018人	897人	88.11%
第5投票区	904人	802人	88.71%
合 計	5,416人	4,922人	90.88%

男女別投票率は男90.30% 女91.43%です。
 2 開票 茂木秋広氏 2,623票 無効票 26票 杉田武喜氏 2,273票 合計 4,922票

自立経営農家に朗報

金利が下がった

農業近代化資金

ことしの四月から農業近代化資金

金の貸付利率が引き下げられ、年五割が年四・五割になりました。

この資金は、近代的な農業経営の確立と、生活環境水準の向上をはかるため、営農施設の造成資金、農用機具の購入資金、経営資金をはじめ、農村および農家生活の環境整備に必要な資金を農業協同組合が融資し、これに対し、市町村が利子の補助を行なうものとす

とくに、この制度では、自立経営志向農家の後継者や、農業団地などの育成対策事業、また、国や県から指定された地域の農業者などに対しては、とくに金利を安く(年三・四割)する仕組みもとられています。

償還期間は、五年から十五年(このうち据え置きは、二年から七年)貸付限度額は二百万円から一千万円までとなっています。

なお、この資金は、近く限度額が現行の三倍に引き上げられる予定ですので、将来に向かって近代的な農業経営、規模拡大をめざす意欲ある自立経営農家にとってはきわめて有利な資金となります。

農業近代化資金にはこのほか、県特認資金として農家住宅の新築改築資金など幅広い融資の枠が設けられていますので、くわしいことは農協の窓口にお問い合わせください。



完成した幹線用水路と農道および圃場

二年目を迎える 土地改良事業

農業経営の近代化が叫ばれている現在、農作業を省力化し、生産性の向上をはかる目的で行なわれている御正地区の土地改良事業もいよいよ二年目を迎えます。

前年度は上押切、三本地区の二十八畝が圃場整備を完了しました本年度は下押切、種春、成沢の一部を中心として、御正農業協同組合の東側までの八十畝を実施する予定であります。

着工は秋の刈入れを待って至急おこなわれますので、土地関係者のみなさんの御協力をお願いします。

行政相談委員に 関口秀文氏再任される

昨年五月に前任者長谷川喜三郎氏辞任の後をうけて活躍中の関口委員が昭和四十八年から引続き二ケ年間つとめて頂くことになり、このほど国から委嘱されました。

行政相談委員の制度は昭和三十六年にはじまり、市町村長の推薦により行政管理庁長官が任命されます。相談の内容は、役所の手落ちからくる住民の不満や原因が他にある場合など様々ですが、相手方との仲に入り世話をしてくるか、または適切な助言をして頂けます

なお、法務省で取扱っている制度で人権擁護委員による人権相談があります。憲法で保障されている基本的人権を守るため、人間尊重の立場からも不当な差別、束縛などを擁護しているものです。

本村では岡部正次氏が委員として現在活躍中であります。

固定資産評価審査委員会 委員長に吉野勝文氏再選

固定資産税の課税台帳に登録された事項に關し不服があるときは所有者は委員会に審査の申立をすることが出来ます。

委員会は納税者を代表する立場で公正に不服の審査に当たっており

熊谷・東松山 有料道路が着工

埼玉県道路公社では、熊谷・東松山有料道路の建設に着手しました。この有料道路は、県道玉川・熊谷線と県道武蔵丘陵森林公園・広瀬線の二つからなり、総延長は十一・七キロメートルで、一昨年九月に発足した道路公社の初仕事だそうです。

県道玉川・熊谷線は、現在明治百年を記念して建設している国营武蔵丘陵森林公園の南入口から、熊谷市の荒川大橋に至る約六・九キロメートルの四車線道路。また県道武蔵丘陵森林公園・広瀬線は熊谷の万吉地区で玉川・熊谷線とわかれ、江南村を通り荒川を横断して、熊谷市の広瀬地区に至る四・八キロメートルの二車線道路でこの二つの道路には、全線にわたって自転車と歩行者のための専用レーンが設けられるほか、歩道と車道の境界には木が植えられ、美しい道路になります。

完成は、玉川・熊谷線が来年春季武蔵丘陵森林公園・広瀬線は昭和五十一年春の予定とのことです。

この道路が完成すると、県北部から森林公園への道のりが近くなるほか、現在、県が建設中の県道

深谷・東松山線、それと日本道路公社が建設をすすめている関越自動車道の完成と合わせて、本村や熊谷・深谷市周辺の交通網が整備され、混雑が解消できるものと期待されています。

不燃物の収集始まる

みなさまから要望されておりました不燃物の収集が七月一日より広域行政より始まりました。

各家庭より出された不燃物(危険物)を毎月一回収集にまいります。

◎不燃物として収集する物。

(あき缶、あきビン、ガラスせと物)等、金属及びガラス類でできている物。

◎不燃物を出す場所。



各字ごとに決められた、危険物収集指定所と書いた立札のある場所。

◎次の事を守って下さい。

(紙、布、ビニール袋、木箱ダンボール)等、もえる物は家庭で処理して、もえない物だけを出して下さい。

危険物の入れ物(かみ袋、木箱)等は収集できませんので、入れ物に名前を書き、収集が終ったあと各自持ち帰して下さい。

熊谷地区消防本部江南出張所では、村民の財産を火災から守るため最も大切な水利について、村内全域にわたり詳しく調べてまいりました。

その結果、防火水槽については浮遊物沈殿物が水槽内に非常に多くあり、水質も長い歳月の間によんでおりました。

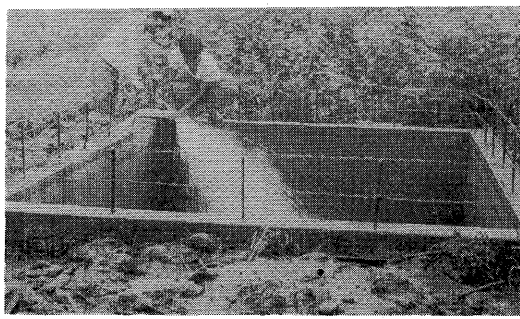
また、防護柵の有刺鉄線が腐ってなくなり、危険な状態のものも多く発見しました。現在、消防職員を動員して水槽内の水の入れかえ清掃を逐次はじめており、危険

な箇所には有刺鉄線を張りめぐらしました。

また、有刺鉄線を支える柱のない防火水槽が沢山存在しています。危険から守るため、今後の対策が望まれるところです。

防火水槽の能力試験の結果は場所によって良い所と余り良くない所がありましたので、今後の消火活動の参考になります。

なお、防火水槽内の浮遊物、沈殿物の処理については、地区の方々のご協力をお願いしたいと考えています。



清掃を終えきれいな水をそそぐ防火水槽(手前は沈殿物のへ泥、玉石、木片など)

ます。委員の任期は三年で議会の承認を得て選任されますが、一度に全員が交替してしまつと審査に支障がありますので毎年一名の方が任期が終るようになっていきます。在職中の委員はつぎの方です。

柴田賢次郎(三本) 吉野勝文(板井) 武政定一(御正新田)

なお、過日の委員会で委員長に再選された吉野氏は昭和四十二年以来六ヶ年間委員長をつとめてこられました。

婦人の読書感想文を募集

県では、県内に住んでいる婦人を対象に、読書感想文を募集しています。

△テーマ 深い感銘を受けた本の感想、日常生活に読書が役立った体験、読書グループの活動など

△字数 四百字詰の原稿用紙で四枚から五枚

△締切り 九月五日

△送り先 県立浦和図書館内

読書感想文係(浦和市高砂三一―一二二下333 電話〇四八八(29)二八一―)

△注意事項 応募作品には、原稿の始めに題名、住所、氏名(ふりがな)、年令、職業、終わりに書名、著者名、出版社名、を記入する。応募は一人一点で、作品は返却しない。

《同和問題》

正しい理解と認識を深めるために

Ⅱ 部落はどうしてつくられたかⅡ (その二)

(その一)では、部落差別の歴史と現状を述べましたが、村民の正しい理解と認識を深めるために(その二)では、部落差別の現実を述べたいと思います。

部落差別の現実

こうした歴史的経過のなかで、今日、部落差別はなおきびしい事実として存在しております。いくつかの具体的事実を通して部落差別のきびしい現実を、とらえ返していく必要性を強く訴えたいと思っております。

“生命をうばう部落差別”

「差別?、私は人間は皆平等であると思っております。部落民のことさら差別したことはありません。もちろん朝鮮の人や沖縄の人にも同じですよ。大多数の村民は、今日「差別」という質問に対してこう答えるでしょう。しかし差別は、きびしく存在しております。

「でもこれ以上私がいると貴方は幸せになりません」という遺書を残して、一昨年一月、大阪府の住吉区に住んでいたAさんという

二十一才の女性が自殺しました。Aさんは徳島市から昭和四十二年大阪府に来てスーパーマーケットに就職し、やがてTという青年と恋愛関係になり、結婚を約束するようになりました。しかし、Tの母親は結婚を許さず、別れるように求めました。Aさんが部落出身であることがわかったのです。Aさんに対して、「貴女の家は血筋がわるい」などと責められました。

Aさんの家は保守的部落のなかであって「差別、差別とさわぎたてるな」等のいわゆる寝た子を起すなの方が強く、Aさんは恋人であるTの母親の言辭になすすべもなく、死をえらんだのです。

Aさんはその遺書のなかで「貴方に私は今までうそをついて来ました。実は私は部落の人間です。私は隠し通せるなら死ぬまでかくしたい」と記し、部落差別のきびしさをあますことなく訴えております。

部落差別のきびしさはAさんにとって「死」だったのです。Aさんの問題は解放同盟大阪府連の斗

いによってその内容が明らかにされました。そのなかでこのTの母親は差別したことを認めず、どうしてこんなことになったのか私にはわからないと居直りの姿勢を続け、死にまで追ひこんだ差別を全く差別と気の付かない態度を示しました。この態度は、今日、多くの村民の有する「私は差別をしたことはありません」という意識と共通する考えであります。

このAさんのように部落差別によって若い生命を絶った例は、昨年(昭和四十七年)だけでも一〇件を越えております。この現実の認識こそ、今日多くの村民に要求されているのではないのでしょうか

差別は存在し、その差別は命をも奪う事実としての存在であることを知っていただかなくてはなりません。同時に知ることを出発としてこの差別をなくす方向を、村民一人一人の話題として造り出すことも要求されているわけであります。

「高校における差別」
昨年この埼玉において、高等学

校生徒会の役員選挙をめぐって差別事件が発生しました。事件は、生徒会役員選挙に立候補した部落出身のBさんに対し、学校活動のなかで沢山の部落差別言辭が流布され、結果として、この生徒は生徒会役員選挙に落選したという事件であります。

今日、同和教育という名において展開推進がはかられている教育現場の中に発生したこの事実は、部落大衆の社会への進出を奪い取るという、まさに市民的権利のくたつという重大な差別事件の一つであります。部落問題に対する無関心な気持が、実はこうした差別の意識を支えてきたわけであります。さらに今日、部落差別は、市民的権利の不完全な保障という本質を有しております。居住、交際、結婚、教育、職業のすべてにわたり、部落大衆の生活が差別によって極度に圧迫されているわけであります。こうした市民的権利の完全な保障を要求し、その責を追求する闘いを展開しております

運動のあゆみ

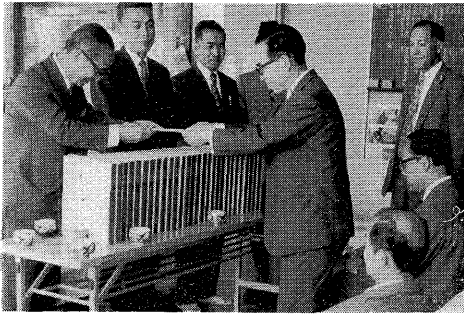
大正十一年三月三日、明治の解放令から五〇年後、血みどろの闘いが始まりました。全国水平社の結成です。明治四年以降の差別のきびしい現実を終止符を打ち「自らの手によって絶対の解放を期す

」と叫んだ全国水平社の部落差別糾弾の闘いは、差別をした本人に対してむけられました。個人糾弾の闘いでありました。これによってかつての露骨な目立った差別は少なくなり、部落大衆は自信をもってたたかうことを学びとりました

しかし、この闘いに対して時の権力者は徹底的に弾圧を加え、裁判所は差別した者をさばくのではなく、差別された部落大衆に罪をかぶせるといふ形をとり、さらに、群馬県の世良田村という所では、差別糾弾に対して多くの村人が、部落を焼打ちするというような対処をいたしました。全国水平社の闘いは、こうしたなかで、部落差別を存在させているのは、行政権力であることをはっきりとつかみ

個人糾弾から国家に対する闘いへと発展させました。こうした闘いに対して政府や行政は融和行政という施策によって闘いの昂揚に対処しました。部落大衆の力を一本の道路を作つてやる、あるいは、一つの集会所を作つてやるという

形の施策によってかいか柔し、部落差別をされるのは、結果的には部落民の責任なんだという形の教育施策を行ないました。もちろん、何らの完全解決の方途はその施策のなかには存在せず、差別の助長再生産の役割を果していったので



このほど埼玉銀行では創立三十周年を記念して、県内の小・中学校と都内三多摩地区の小・中学校に対し、世界大百科事典(35冊)を贈ることになり、本村の小中学校についても去る六月三十日に贈

埼玉銀行から学校へ

世界大百科事典が贈られる

られてきました。

当日は、埼玉銀行側から持田常務取締役と熊谷支店の加藤支店長成田次長が役場に来られ、関係者立会の上で贈呈式を行いました

秩父セメント(株)

からはヤマハ

オルガンを10台

創立五十周年を迎えた秩父セメント株式会社では、これを記念して関係市町村に対し、学校教材用として、ヤマハオルガンを贈ることになり、本村に対しても先日10台寄贈されました。早速、小中学校に配布し教材として使わせて頂くことにいたしました。

す。
しかしながら、こうした施策は確かに、これまで何らの施策のこうじられなかった部落の現実を徐々に変えていく結果を生みましたまさに運動なくしては問題の解決はあり得ないのです。今日、なお多くの意識として存在する「寝た

子を起すな」の考え方のまちがいは、この歴史的経過を考えれば明白であります。しかし、こうした運動も、第二次世界大戦によって後退を止むなくされ、行政の取り組みも中断せざるを得なくなりました。

「愛の一声運動とは」

子供を非行から守るために!!

ひとの子もわが子と同じ愛の手で

◎ひと声運動

ひと声運動は今がさかりと唱えられようとしています。

この運動に熱心なお母さんは：私も子を持つ親として、危険な遊びをしたり、よくない所へ出入りする子どもたちを見ていられないんですね：あぶなくて声をかけずにはいられません。

でも、叱るばかりでは反抗されますし、よい芽を伸ばすことはできません。「ほめる」「励ます」ことも大切です。

いいことをした子を見たら、すぐその場でチョッと声をかけてあげることです。「ごころうさん」感心ねって：自信をもたせると、子どもは伸びますからね、子どもだって認めてほしいんですもの。でも…と言いながら更に「家庭のしつけ」がどんなに大切か。というのを感じます。

問題の起る家庭は決まっているように見えます。

てて、ケジメのない家庭。いまのお母さんたちは、自主制を伸ばす伸ばすといって野放図に育てすぎ

のね、無責任な親の態度が、かならず子供に反映してくるんですよ。こういう親にかぎって、世間とか友達ばかり非難して：非行の原因は家庭にあり、親ごさんひとり、ひとりが責任のある育て方をしていればひと声運動も必要ないでしょう。

◎わが子と違って

「ひと声運動は」おとなのみなさんが一人一人そのつもりになつて行なってもらいものです他人の子供さんはどうなつても良い。「うちの子だけ良ければいい」と言つた考えさえあるのです。

とにかく他人事となると無関心すぎます。見て見ないふり：聞こえないふり：こうした考えを抜きにしてお互の子供さんがいつどこで被害者となることだってあるのです。

◎愛情と勇気をもって

こうした声をかけることはなかなか勇気が必要です。しかも心に愛情がなくては心に通じません。恥かしい。恐いと迷います。しかし、悪い子を見たら叱ってやる注意してやる。これは大人の義務です。しかも勇気をだして一声かけるこそ、心の愛情ある村民の皆様ではないでしょうか。あぶないよ：いけないよ：といったほんの一声ですが、実際には勇気のあることです。非行する少年が多いことは、おとな達の愛情と勇気が少ないことを意味しているのではないのでしょうか。村民の皆様勇気をもってください。

皆様方の「愛のひと声」を少年達は待っているのです。





二ヶ年を

かえりみて

よその子供であっても叱って良い場合があります。その反面にははめてやることの必要性が大きな意味を含んでいる訳です。

ともすれば最近の風潮として、「私にはかわり合いのないこととござんす。」の紋次郎ばりの考えが支配しやすい世相ですが、自分に直接関係なくても道義的な見方からして人様の子でも叱ったりほめたりしなければならぬ場面に出会わした経験が誰もおありのことと思います。

埼玉の江南村に居を移して早や二年になりますが、一番快く感じたことは朝夕家の前を通学する中学の生徒諸君の明るく、かつ達な態度や応答である。また「水くさいね」と水道栓の前に列をなして家人の返事を待っていた小学生の真の姿どこかの地方の子供とは異った正しさがそこに在った。驚きに似た何かを感じたのである。この地方のおだやかな風気がはぐくんだ姿なのだと思っていた。

以来、年月が二年をすぎた現在子供の世界と大人の社会に一寸とした差異があるように思えてならない。それは大人の社会に積極性が乏しい、他動的な流れのあることだ。変化の激しい今日、大都市の影響下にあるため、ただ漫然と暮してゆけるような自主性を欠く思想が、もしあったとしたら大変なことだと考えられるのである。

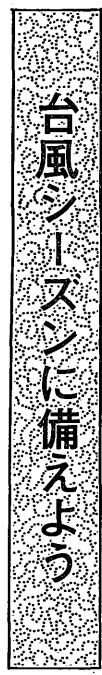
最近ある本に各県の顔が紹介されていたので目を通して見た。特色ある筆致で書かれており、その中に島崎藤村に言せるとポットした姿に浮んでいるのが〇〇県の顔だと記されており、呆然としたのである。しかし、落胆する前に私達はこの記事をよく究めてみる事が大切なのではないか。

今、私どもに身近の大きな問題として市街化工事の施行準備があり、村当局では度重ね説明会をもたれている。私も前後三・四回出席したが、いつの会も同様殆んど

当局の一方的の説明に終始するのである。事、各戸に重大な利害と地域社会の歴史に残る大事業であるが集会の場においては一向に論議が湧かないのである。当局としても地域住民の何等の意志表示のない一人相撲では計画の目安もつかないことになりかねない。

国造りとか地域開発を叫ばれている今日、私達だけの地域が昔々の姿でよい筈はないのであり、個人の利害をもって時の流れに抗することなど出来るものでない。なればこそ、当局の度重なる集会を求められた場合、各人意見を発表し合ひ利害の研究をして、既成都市と異った江南特有の市街化施策対策を建言するなり、村当局と相互の妥協線を見出すことこそ

急務の事と思えてならないのである。「そのうちに誰かが何とかするだろう、何とかなるだろう等」の考えは毛頭あり得ぬことです。素直な子供、明るい学生、行動



今年も台風のシーズンがやってまいりました。

最近、台風によって発生した大きな災害がなくて助かります。しかし、災害は思わぬ時期に起

積極的な地域社会を造り、進歩的江南村、いや江南町の誕生を一日も早く期待するものである。悠遠に残る美は人の和と地域の環境とはぐくまれる。松籟の音に百鳥さえずる、近代都市の典型を夢みる今日である。

◎食糧や飲み水、医薬品、貴重品など最小限度の必需品を整え、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。
◎懐中電灯、ロソク、トランジスタラジオなどを準備しておきましょう。
◎旅行や外出は、できるだけ見合わせましょう。
◎風で倒れたり、とばされたりするおそれのあるものは補強するか、整理をしておきましょう。
◎河川の近くに住んでいる方は、川の増水状況に十分に注意しましょう。

では、私達はシーズン前にどのような気持で対処していったらよいものなのでしょう。台風シーズンに入ったとき
◎災害は、平野部と山間部では被害の実情が違ってまいります。自分の住んでいる土地の条件や特殊性をよく知っておき、崖くずれ、洪水、風倒木による被害に備えましょう。

◎避難するときの注意
◎電気、ガス、火の始末をじゅうぶんにこなすはか、戸締りを確実にしましょう。
◎避難する場合は多少遠まわりになっても、安全な道を選ぶようにしましょう。
◎近所の人達と一しょになって避難しましょう。

◎避難場所とその道順を家族全員で話し合い、事前に場所と道順を確かめておきましょう。
◎雨戸や塀などのこわれたところを点検し、必要な補修をするほか、近くの溝や下水のごみはらいをして水の流れをよくしておきましょう。

◎避難する場合、帽子やヘルメットをかぶるようにしましょう。
◎警察官、消防職員、水防団員などの指示に従いましょう。

りやすいものです。天災地変の中でも、私達が身近な体験としておそれられている災害の多くは台風によってもたらされております。



税の減免手続き

災害を受けたときは

税の減免手続きを

台風シーズンがやってまいりました。震災、風水害、落雷、火災のような災害にあったときは、税金の面でも救済手段がもうけられています。

一、源泉所得税の徴収猶予と還付

(一) 災害による損害額が住宅や家財の価格の二分の一以上の損害を受け、しかも年間見積所得が二百万円以下のときは、一定の条件のもとに、源泉所得税額の徴収猶予や還付が受けられます。

(二) 損害額が年間の所得の見積額の10%をこえるため、所得税法による雑損控除が受けられると見込まれるときは、その雑損失の金額に対応する税額について徴収猶予が受けられます。

(三) いずれの場合も源泉徴収義務者を通じ税務署に徴収猶予の申請をする必要があります。

二、予定納税額の減額申請

(一) 七月一日以後に災害を受けた損害額が住宅や家財の価額の二分の一以上で、年間所得が二百

万円以下のときは、予定納税額の金額から25%までの範囲で納付の免除、軽減が受けられます。減額申請書は災害を受けた日から二か月以内に申請することになっています。

(二) 所得税法による予定納税の減額申請は十月三十一日までに災害を受けその年の所得額が予定額よりも少なくなると見込まれるときには十一月十五日まで申請することができます。

(三) いずれの場合も、税務署に減額申請をする必要があります。

三、期限の延長

(一) 災害のため、国税の申告、申請、納付などが期限までにできないときは、申請によって、二か月以内に限り期限の延長をすることができます。

(二) 広い地域にわたって災害が生じたときは、申請によらないで国税庁長官が延長される地域と延長期限などを指定します。

七月から特別土地保有税

地方税法の改正によって特別土地保有税が設けられました。

この税は土地の投機を抑制し、すでに取得した土地の供給促進を

はかるために出来た新しい税の制度であります。

内容は所有者に対して課する保有税と土地を取得したことに對して課する取得税に分かれています。

(1) 保有税は昭和44年1月1日以後取得した土地の合計面積が5千㎡(約五反歩)以上の所有者に昭和49年度から課税されます。

(2) 取得税は昭和48年7月1日以後に取得した土地の面積が5千㎡以上の場合に課税されます。

なお、保有税の税率は固定資産税と同様一・四割・取得税については三割で課税になります。

国民健康保険税の

税率を改正

本年度の国保税については次のとおり税率改正が行われました。

本年度 新年度

所得割額 百分の一・二二 百分の一・二五

資産割額 百分の一五・一 百分の一六

均等割額(1人につき) 百分の一六

2千6百50円 2千3百50円

平等割額(1世帯につき)

4千60円・3千6百30円

また、低所得者世帯に対する税の軽減については引上げられます。

以上、二つの税条例については七月二十一日に臨時村議会で審議

が行われ、決定されたものです。

○ 住宅用地の

申告について

この度、地方税法の一部改正に伴い、住宅用地の申告制度が設けられました。

この制度は、居住用家屋の敷地(住宅用地)にかかる固定資産税の負担を軽減しようというものです。

土地にかかる固定資産税は、昭和五十年年度までに評価額を課税標準額として税額を算定することになりましたが、住宅用地については、評価額の五十%を課税標準額とする課税の特例が設けられました。これが住宅用地にかかる軽減措置です。

昭和四十八年一月一日現在において住宅用地となっている土地については、住宅用地と認定いたしました。未認定分についてはすでに申告書を送付いたしました。

昭和四十八年一月一日以降新たに住宅用地となった土地の所有者は、すみやかに役場税務課へ申告して下さい。(用紙は税務課にあります)。もし申告がなされない場合は、住宅用地として認定されないこともありますので、ぜひともこの申告にご協力をお願いします。

選挙と小話

「天知る、地知る、吾知る、人知る」



「他人は知るまいと思っても、天地の神々も知っておられるし、自分も、お前も知っています。だから不正なことは必ずあらわれる。」

〈揚震伝〉

自分の心に恥じない行動をとって、明るい社会をつくるために、選挙を正しくすることが大事だと思います。

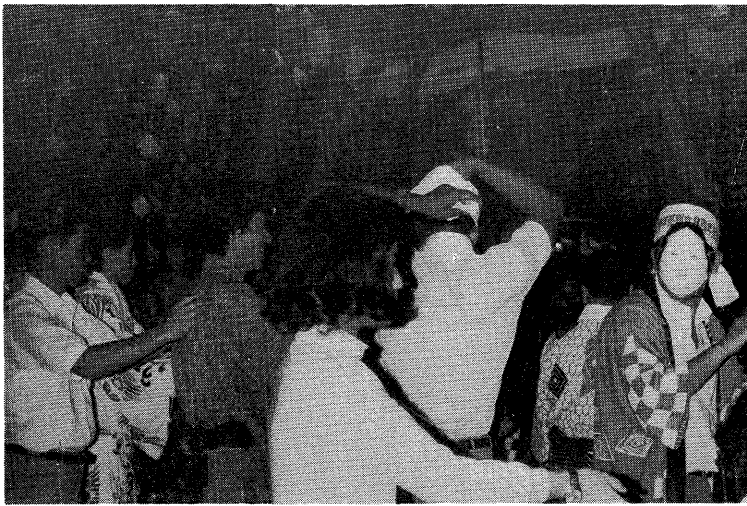


納涼盆踊大会開催!!

商工会創立十周年を迎え、記念事業として、明るい村づくりの一助にと、各種団体の協賛を得まして、商工会青年部が中心となり、納涼盆踊大会を八月二十四日・二十五日の二日間午後七時より江南中学校の校庭で行なうことになりました。

農村における健全娯楽として、ご家族そろって盆踊りにご参加いただき、楽しいひとときをお過ごし願いたいと存じます。

なお参加者に対し、アイデア賞敢闘賞など、賞品を一ぱい用意してありますので、近隣お誘いの上、ご来場くださいようご案内申し上げます。当日は、駐車場を確保する予定です、混雑が予想されますので近い方は、なるべく車の使用をひかえてくださるようお願い申し上げます。



十五日の二日間午後七時より江南中学校の校庭で行なうことになりました。

農村における健全娯楽として、ご家族そろって盆踊りにご参加いただき、楽しいひとときをお過ごし願いたいと存じます。

なお参加者に対し、アイデア賞敢闘賞など、賞品を一ぱい用意してありますので、近隣お誘いの上、ご来場くださいようご案内申し上げます。当日は、駐車場を確保する予定です、混雑が予想されますので近い方は、なるべく車の使用をひかえてくださるようお願い申し上げます。

8月の納税

村県民税.....第2期分
 国保税.....第3期分
 国保税は今度納めて頂く第3期分から本年度の所得・資産の率で調整されます。

◇期限内完納にご協力を!

熊谷地区消防

職員募集

- 試験日 十月四日午前8時30分
- 試験所 熊谷地区消防本部
- 年令 十八才〜二十四才
- 体格 身長一・六〇才以上
体重五十キログラム以上

- 學歷 胸囲 身長の高以上
高等学校卒またはこれと同等以上の学力の者
- 身元 熊谷市・妻沼町・江南村・大里村に居住し身元確実な者
- 受験手続 申込用紙は消防本部の庶務係に請求のこと

- 受付 九月十日〜二十九日
- その他 九月十日〜二十九日
くわしくは消防本部庶務係に問合せください

埼玉県警察官募集

- 試験日 十月七日(日曜)
- 試験所 熊谷地方庁舎、他
- 年令 十八才〜二十七才
- 体格 身長 一・五八才以上
体重 四十七キログラム以上

その他異状奇形でない者
 ○學歷 不問
 ○その他 くわしいことは、熊谷警察署警務係か、派出所、駐在所に問合せください(電話21-0041)

写真化される運転免許証

九月から試験時間等も変更

自動車の運転免許証が、ことしの十月一日から全国一斉に、写真化されることになりました。

写真化の方法は、免許申請者がカメラの前において撮影する直接撮影方式と、更新や再交付のときに提出された写真を複写する複写撮影方式の二通りがありますが、とりあえず、本年度は新規免許証で大宮試験場における合格者だけに直接撮影方式を実施するようです。その他の試験場の合格者と更新・再交付の免許証については、

撮影機が整備されるまで当分の間複写撮影方式で実施する方針です。この写真化により、運転免許証は定期券の大きさになります。

また、写真化に伴い、免許試験の受付時間や試験実施時間が、九月一日から一部変更されますが、試験場や免許の種類により異なりますので、受験者は各警察署交通課または県警本部運転免許課にお問い合わせください。(電〇四八六二五三五一)

電気安全スポット

夏休みです。お子さんの電気事故にご注意を夏休みになりますと、例年お子さんの電気事故が多くなります。

田圃のポンプ小屋近くの水遊び、電柱の蟬取り、電線近くでのユン遊び、いづれも大変危険です。夏休みを楽しく、無事にすごせるようみんなで一言注意してやってください。



TEL 22-4502

として保存いたしました。いつかお役に立つときがあります。